

平成28年6月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年6月13日（月）
会 議 場 所	川里農業研修センター第3会議室
開 会 日 時	平成28年6月13日（月） 午前 8時58分
閉 会 日 時	平成28年6月13日（月） 午前10時 4分
委 員 長	川崎 葉子
委員会出席 議 員	
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	中野 昭 坂本 晃 矢部 一夫 金澤 孝太郎 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	2人

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 5 5 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

（総務部）

（秘書室）

総務部長 福田 芳智

秘書室長 武井 利男

総務部副部長 田口 義久

秘書課長 佐々木紀演

総務部参事兼総務課長

榎本 智

（企画部）

職員課長 清水 洋

企画部長 望月 栄

契約検査課長 山崎 勝利

企画部副部長 飯塚 孝夫

自治文化課長 関根 和俊

企画部参事兼財政課長

瀬山 慎二

吹上支所長 田島 史

企画部参事兼危機管理課長

川里支所長 加藤 薫

笹野 一郎

会計管理者 水村 光行

総合政策課長 小川 哲夫

会計課長 宮澤 芳之

情報システム課長兼社会保障

監査委員事務局長 堀 雅勝

・税番号制度導入プロジェクト

課長

書記 森田 慎三

小林 宣也

書記 小野田直人

地域活性化特命チーム参与

中島 章男

地域活性化特命チーム課長

高坂 清

(開会 午前8時58分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。
委員会記録の署名委員を指名いたします。
中野昭委員と坂本晃委員をお願いいたします。
これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は、議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の議案1件であります。
これを直ちに議題といたします。
それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案第55号について執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。
この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。
なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。
初めに、議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
(諏訪) そうしましたら、結婚新生活支援事業費補助金につきまして2点質問させていただきます。
まず、最高額が18万円ということですが、最低額が幾らかということと、最低額、ゼロ円以外の最低額なのですが、そしてその金額設定、段階を追っての金額設定になるかと思うのですが、そちらをご説明いただきたいと思っております。

(総合政策課長) お答えいたします。
まず、1番の最高額18万円、最低額はということなのですが、この補助金実費の補助となりますので、限度額が18万円ということですので、最低は1円で申請する方はいらっしゃらないと思っておりますが、1円からとい

うことになります。

2番の18万円の根拠……段階的にという補助ではなくて、実費ということで、あくまでも18万を超えた部分については18万円が限度になりますが、17万とか15万とかということもあり得ます。

以上です。

(諏訪) そうでしたら、申請するに当たっては領収書が必要ということですね。

(総合政策課長) はい、領収書等が必要になります。

(矢部) 歳入のほうの初め、8ページかな、18万というのがございます。これは、総合計は558万となっているのだけれども、この金額が今度は歳出のほうへ行くと、このあれというのはどういうあれなのかと、あと新婚生活のこれのやる根拠というか、それをちょっと鴻巣でどういうあれで始めたというか、人口のここに書いてあるのですけれども、子育てのあれとあるのですけれども、その点も、根拠のほうもちょっと聞かせていただきたいのと、あと今まで3世帯だけ……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時10分)



(開議 午前9時10分)

(委員長) それでは、再開いたします。

(矢部) 回答もらうのだろう。

(委員長) では、答弁を求めます。

(総合政策課長) ご質問の1番目が歳出のほうで540万円というのが見えてこないという内容でよろしいでしょうか。

(矢部) はい。

(総合政策課長) 議案の8ページをごらんいただけますでしょうか。歳入のほうで540万円、こちらで示しておりまして、歳出のほうでは10ページの一番上の行、企画費のところに国、県支出金で540万円、一般財源が180万円を充てまして、合計で720万円の事業となります。

(矢部) だから、その18万円というのはどこに消えてしまうの。

(総合政策課長) 18万のこちらが国の補助が4分の3ございまして、720万円の事業費に対しまして4分の3が国から県を通じた補助になりますので、720万円の4分の3、540万円となります。1件の限度額が先ほど18万円という説明をさせていただきました。大体18万円は40件の申請があるということを見込みまして、720万円の事業費ということを見込んでおります。

以上です。

(矢部) そうすると、この18万というのは1人頭の18万という意味の県の補助金ではないのだ。

(総合政策課長) 国から示されております要綱に基づきまして18万を限度額と定めておりますので、そのうち鴻巣では40組くらいがこの該当になるかなということで、今回18万円の40件で720万円ということで設定をしております。

(矢部) それで、先ほど40人というか、40件と言われたのですけれども、400万だっけ、これ最高が。300万か、300万未満という方は、本会議でもやったと思うのだけれども、何人ぐらいいて、それでその中の申請が40人ぐらい見込んでいるのですけれども、それ以上出た場合にはまた補正か何か組むのか。

(総合政策課長) お答えいたします。

27年度の実績が大体400組の婚姻届が出されておりました。そのうち所得制限を今回300万円ということで設定をしておりますので、これご主人になる方、奥さんになる方の合計所得金額が300万円ですから、そのうちの1割ぐらい、400件のうちの1割ぐらい、40世帯ぐらいが今回該当になるかなということで40件ということ想定しております。

(矢部) それ以上出た場合は。

(総合政策課長) 今回補正を考えております。

(矢部) それで、そのほかに今度は国からの補助というのはないのですか。そのライン出た、オーバーに。

(総合政策課長) 追加で申請をいたしまして、追加で補助の対象になると思われまます。国からの補助は追加でいただけるということになります。

(矢部) それと、あと3月定例会だったかな、3世帯に対して30万円だけ、補助のあれが出ているあれがありますよね。そいつに関連して当たった人の分はどうするの。

(総合政策課長) 今回こちらの新婚の生活のほうはほかの公的資金をいただいていると対象になりませんので、逆にこちらを先に申請をいただくということになれば対象になる可能性はありますけれども、先に30万円のほうをいただいしまうと、こちらは対象にはなりません。

(矢部) それは多いほうがいいから、30万のほうで手打ちますよね。それと、あとこれはあれには使えないのですか、結婚資金式とかには。

(総合政策課長) 結婚の資金は、例えば結婚式、披露宴をした場合のとか、その辺には該当にはなりません。あくまでも家を購入した額、それからアパートを新規に契約するとき、もしくは引っ越しの額ということのその3パターンが考えられます。

(矢部) それとあと、まず農家の方が、農家でもって300万夫婦で上げるというか、その親もいるし、3世帯でもというか、夫婦で300万というのは、だから農家の方という大変な多分金額だと思います。それに当たって、3世帯で農家やっている方、そういう方にもやっぱりどういうあれをするのだろう。3世帯の中でせがれではないけれども、親がいて、おじいさんがいて、そのまま農家の総額はそれだけのあれをやるのだけれども、給料としてはもらっていないとか、申告しているのには、それ以上に300万におさまるといふような場合にどういうあれを検討。

(総合政策課長) こちらの補助金は、あくまでも新しく結婚する世帯だけ、ご主人と奥さんに新しくなる2人の所得が合計で300万以下が対象になりますので、お父さん世帯、おじいちゃん世帯等の所得は関係ないです。

以上です。

(矢部) 3世帯目の、3代目の世帯を持つ人にはだから出るわけなのだ、18万のは。

(総合政策課長) その場合、家を新規に購入するだとか、アパートを借りるということではなくて、引っ越しが考えられると思うのです。息子

さんが新しく結婚するときに奥さんを迎える、その奥さんの引っ越しの費用が18万円の対象になります。

(矢部) すると、農家のうちだから敷地がいっぱいありますが、その中に、では子どものうちをつくって、その場合にも対象にはなる。

(総合政策課長) 新しくご主人になる方、一番最後の息子さんの世代、息子さんが新規に家を契約をして建てた場合は該当になります。

(矢部) この経緯というのは、鴻巣でやっぱり始めたというか、それがちょっと今県内で初めてのあれなので手挙げなかったということなのだけれども、鴻巣で何でこういう事業を手を出したというか、その経緯を。

(総合政策課長) ポイントは3つありまして、まずは婚姻率を上げると。結婚する率、婚姻率を上げる。それによって新しく世帯が生まれて少子化対策になると、2つ目のポイントです。婚姻率を上げる。2つ目が少子化対策。3つ目は、いずれこの世帯が鴻巣に定住してくれるということで今回定住促進事業ということで挙げさせていただきましたが、婚姻率を上げること、少子化対策、定住対策ということで3つのポイントとなって、鴻巣には大変適切な政策かなということで今回手を挙げさせていただいています。

以上です。

(坂本) それでは、先ほどの定住促進のことですけれども、今回一般財源で180万組んでいますよね。市の予算をそういうふうな形で使う、たまたま今回は国のそういう方針で手挙げたところには出しますよということで始まったと思うのです。それはそれでいいのですけれども、できれば鴻巣は結婚する前の段階からやっぱりそういう支援が必要ではない。前言った婚姻率を上げるためということで、やっぱり婚活、それが重要な施策になるのではないかなと思うのです。やっぱり一回市長部局のほうへ婚活支援課、そういう形で担当部局設けたらどうだということを行ったことがあるのです。その辺のことは、執行部としてはどう捉えているのか。

(総合政策課長) 今回こちらの定住促進事業に結婚新生活事業を挙げさせていただきましたが、実は先ほど矢部委員さんの質問にもありました

が、もう一つ3世帯の補助金があります。もう一つは、婚活の事業もこの中で1つ組んでおりまして、今回国の補助金の申請をいたしました。残念ながら鴻巣はちょっと採用にはならなかったのですが、今年も事業費110万円を計上させていただいて、婚活活動の支援をさせていただき事業を展開する予定でございます。今後は男性と女性が出会う機会を構築できるようなシステムが組めればいいかなということで、今回手を挙げさせていただいたのですが、うまくいかなかった関係で、今後につきましては、もうちょっとほかの自治体等を研究をさせていただいて、婚姻率が上がるような政策が展開できればなと思っております。

ただ、単独で課を設けるということまでは今後の研究課題とさせていただいております。

(坂本) 今研究課題だという、多分日本中見ても、どの自治体でもまだ婚活支援なんていうような形の担当部局専門のそういうのをつくっているところないと思うのです。でも、そういうことを今までの流れもなしにやっていたのではやっぱりなかなか進展しない。本当にそういう気合いを入れて執行部のほうが、行政がそういうことを取り組んでいくのだという姿勢を見せるだけでもものすごく違うと思うのです。だから、こういう予算が組めるのであれば、担当部局で1人でも2人でもいい、そういう担当のところを置いて、1年を通して常にそういうことをやるのだというような部署を設けたほうが、はるかにこういう少子化対策になっていくのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(企画部長) 婚活事業に関しまして議員ご指摘のとおり、私どものほうも今までのイベントをやって終わりというのはなかなかちょっと難しいだろうというのは認識としてございます。先ほど課長のほうからも話ありましたが、国の補助金を使って、実はマッチングできるようなシステムを登録をさせてできないかということで国のほうへ申請をしたのですけれども、先ほど来あったとおり、やはりこれ民間がやっている部分もございますので、なかなかどこまで踏み込んでできるかというのは課題のようです。実質そういった私のほうも調べていたのですけれど

も、山梨県のほうでは県がそういった形でのマッチングのシステムを運用しているという情報もございます。また、ほかの県になりますけれども、昔でいう地域の方が結婚相談員みたいな形で結びつけるケースもあります、相談員みたいな形。ですので、うちのほうもその中でできることをまず模索していかなくてはならないだろうと。

ただ、その中で一番最大のキーポイントは、やはり個人情報の管理をどこまで適正にできるのかというのがどうしても壁になってしまうのです。昔ですと、それこそ名簿をそろえて、どうぞと簡単に見せられたものが、もう本当に名前ぐらいで、住所も何も出せないとなると、なかなかこれのマッチングできないという実態ですので、今申し上げました山梨とか近県で一市町村ではなくて、広域の中でできるような形をちょっと研究させていただいて、行政ができるレベルでのそういった新しい婚活支援をやりたいなというふうに考えています。ですので、すぐ、では来年からやりますというわけにもなかなかいかないのですけれども、重要な点は本当にこういった単発の補助金ではなくて、やっぱりそういう出会える場所、民間がやるところと官公庁がやるところの違いはあるかもしれませんが、そこら辺はちょっと役割分担をきちっとさせていただいて、できるだけ早目にそんな対応をしたいなというふうに考えています。

（坂本）多分そういう婚活支援を受けたいというような、そういう人たちというのは自分の名前で、個人のそういう情報というのが出ても、そんなに問題ではない。やっぱりそれよりも一緒になるほうが、誰か紹介してもらったほうがいいよと、お互いにそういう気持ちでいると思うのです。だから、その辺の抵抗は余りないのではないかなと思うのです。だから、今の山梨でやっているというのがあれば、そういうのを取り入れて、国へ上げていくぐらいの、やっぱりそういう気持ちを持ってやらないと、それ新しい事業はできないと思うのです。ぜひ鴻巣としてもその辺については市から上へ上げていくようなつもりで考えていただだけませんか。

（企画部長）本当に今回の今までやってきた、参加していただいた方に

アンケートなんかを出させていただきまして、今どうなっているのかという分析もちょっとさせてもらっています。特にやっぱり要望は確かに今おっしゃったように継続的にできるようなシステムができないのかというのがあるようです。

一番心配するのは、先ほどの個人情報という話の中で、皆さん悪意のない人がほとんどだと思うのですが、これが中にはやっぱりそれを利用してというのがありますので、ここら辺が要するに役所がやっていることには全面的に信用されるケースが圧倒的に高いですから、民間に比べて。そうなってくると、いいかげんな運用もできないというのがどうしてもありますので、先ほど来ありました山梨がどういう形でできているのかというのをまずは今年度調査して、できる限りそんな近いようなことをやっていきたいなとは思っておりますので、頑張らせていただきたいと思います。

以上です。

(中野) 久しぶりの質問になるのですが、この鴻巣市の定住促進事業、新婚生活支援補助金というのは毎回、今まで議論の中であったように、もともと国を通じて県から補助金ということなのです。これはこれで一つのいわば目的として婚姻率を上げるとか少子化対策だとか、あるいは定住促進の一助にはなると思うのです。しかし、やはり日本全国少子化の中で、市としてどこもほとんどが長期的に人口が減少していくという傾向にある。特に上尾以北については、そうしたことが顕著にあらわれてくるだろうという民間の調査データもあるぐらいです。そういう点では言葉は悪いですが、もう今度は奪い合いになるというようなことだって考えられる。そうすると、鴻巣市が今どれだけ少子化に対して特色ある事業を市独自として持っていくかということがこれから問われてくると思うのです。

例えば今回平成28年度で第3子までということですが、18歳まで医療費の無料化をやりました。これらを例えばそうした条件なくするとか、あるいは教育関係でいえば就学援助金あるいは逆に大変家庭に困っている方で、いわば昔日本育成会でやっていたような、ああいうものもほと

んどが今貸し付けなのです。そういうものを給付型に持っていくとか、あるいは義務教育における給食費を無料にしていくとかというような特色のある、子育てのしやすい、こういうものを市独自の施策として一步一步積み上げていくというようなことがやっぱりこれから問われてくる、それが人の奪い合いになっていくのではないかと思うのですが、そういうことについて執行部として今後の方向性として、今私が申し上げたようなことについてどう考えていくのか、人の奪い合いということの言葉は悪いですが、そういう状況が今後予測されるわけですから、そのための施策として一例申し上げましたが、そうしたものを含めて執行部としてどのように今後考えていくか、伺っていきたいと思います。

（企画部副部長）少子化だとか高齢化だとかというのが問題化されていて、昨年つくりましたまち・ひと・しごとの総合戦略というのがまさしくそれに対応するものというふうに市のほうも考えています。その中で鴻巣市は、例えば子育て環境の整備であるとか、放課後児童クラブの整備だとか、保育所のほうのゼロ、1、2歳の対応とか、そのほかに例えば子育てのアプリをつくって、子育てしやすい環境にしていくであるとか、また今回の婚姻率を上げたり、もしくは定住を促進するというようなことで住宅の補助とかをしております。こういったものを実はほかの市町村もある程度やられているのですが、市外の方であるとか、もしくは市内の方にどれぐらい周知をしていくのか、これが1つにはいかに周知して鴻巣を知ってもらおうか、もしくはまたは鴻巣に興味を持ってもらうかというのがまずはずごく大事なことだというふうに考えております。ですので、今年は少し今後のシティープロモーションというものを考えていかなくはいけないというふうに考えています。そんなところで、市のことをいかに知ってもらおうのか、その総合戦略で考えたものをいかに実現化していくのかというのが鴻巣の今の進行中の施策であるとか、子育て、そして少子化、定住化に対する事業の取り組みだというふうに考えております。

以上です。

（中野）今総合的なまち・ひとの例の件について説明ありましたが、特

に私も具体的な例として申し上げたのはやっぱり埼玉県のとしか滑川が給食費の条件はありますけれども、無料化を実施しています。それと、もう一つは、先ほど言った、言葉が出なかったのですが、奨学金制度、この奨学金制度についてもやっぱり埼玉県でも幾つかの先例市があります。貸し付けでなくて給付という。そういうものがやっぱり先ほど副部長の答弁にはそういう話がなかったわけですから、その辺のことについて特に私は給食費、段階的でも、あるいは条件をつけてでも特色のあるもの、それから奨学金についても、こういうものがやっぱり実際若いご夫婦からすれば鴻巣って魅力あるねというようなことを言われることが大事だろうと。特に若い人たちというのは、今ネット社会ですから、例えばこの間のネット社会で政府も置かざるを得なくなった保育所問題があるでしょう。ああいう問題含めて、今の若い人はネットですから、そういうネットを見ることによってすぐれた市あるいは住みやすい市というのは当然ネットで検索してくるといって、こういう時代ですから、そういう意味でやっぱり特色をきちっと見出すには、しつこいようですが、給食だとか奨学金だとかというのは大事なことだと思っております。それについて再度伺っておきます。

（企画部副部長）例えば今回の18歳までの医療費ということも、3子目というようなことで若干条件をつけております。もともと15歳までということとを合併当初、鴻巣市は先例市としてやってきたわけですからけれども、軒並み埼玉県下も15歳までというのがそろってきているというふうなことで、何かをやると、やっぱりみんなついてくるというようなこともあって、例えば給食費だとか学校進学奨励金みたいなものもなかなか財政的にはちょっと厳しい条件になるのです。何かを落としていかないと、この辺の施策ができないので、やると、またどこかがついてくるというような条件もありますので、こういったものができればもちろんいいでしょうけれども、こういったものも考えながらも違うところで鴻巣市の特徴をいかに出していくということがまずは重要なのかなというふうに思います。財政的には給食費もしくは大学、高校の進学費を補助していくということは今の財政的にはちょっと厳しい状況です。

以上です。

(中野) 企画部の副部長の答弁、それは私も理解できます、財政的なもの。しかし、少なくとも鴻巣市としてどこに主眼を置いて政策を持っていくのか、そこのやっぱり基本的な政策の中心点をどこに置いてくるのかということによって、同じ例えば320億とか340億の当初予算の中で、どのようなところに重点に配分していくかということがこれから問われてくるでしょうと、そこにやっぱり少子という問題、それで高齢化という問題、このことに主眼点を置いた予算編成に変えていくというようなことがやっぱり問われてくるということで申し上げたので、それは今後の課題としてぜひあれしてください。

次に、本題に入るのですが、この55号の中で特に主な要件、5つ上がっています。主な要件ですから、まずそのほかに何か新設するに際して、この事業の対象はこれとこれとこれがあるのだというつけ加えるものがあるのですか。ここには5点書いてありますが、それ以外にあるのですか。主なというふうに書いてあるものですから、そのほかに何かあるのか。

(総合政策課長) 主な要件ということで5つ上げさせていただきましたが、ほかにどんなことがあるかということなのですが、特に想定しているものはございません。この期間に49歳以下で所得が300万以下でということで、主なという表現を使っておりますが、この5つがポイントとなります。

(中野) そうしますと、今回この新婚生活支援補助金を受けるに際しては、①から⑤全てが兼ね備えていないといけないということですよ。そう理解できますが、それでよろしいですね。

(総合政策課長) はい、そのとおりでございます。

(中野) 特にこの中で、1つは所得については合計所得が300万と、ここはわかりやすいのです。ところが、とりようによって②、夫婦の年齢が平成28年4月1日(基準日)現在49歳以下であることということですから、これ合計としていませんから、という点では48歳の女性と49歳の男性でも当然該当するというふうにここから読み取れるのですが、そのこ

とで間違いないですね。

(総合政策課長) はい、そのとおりです。男女とも49歳以下であれば対象になります。

(中野) 5番目、他の公的制度における住宅補助を受けていないことと、これは非常にわかりづらいのですが、例えば昔でいう住宅金融公庫、これは公的機関として入るのかどうか。それから、逆に市中の金融機関からの借り入れ、これは公的制度には入らないだろうというふうに受けるのですが、その意味でこの公的制度による住宅補助を受けているというこの公的というのは何を指すのか、具体的にお願いしたいのですが。

(総合政策課長) お話のありました金融公庫であるとか民間の金融機関からの借り入れについては、これには対象としていません。あくまでも住宅を借りている、例えばアパートを借りた場合に、例えば生活保護の世帯で住居手当が全て出ているというような場合については該当にはならないということをしておりまして、借り入れではなくて支払いのほう、家賃とかの部分想定しております。

(金澤) それでは、平成28年度一般会計補正予算の中の議案第55号について何点か質問させていただきます。

今までいろいろ質問等が出ておりますので、ある程度内容的にはわかったのですが、1点は主な要件が先ほど中野委員からもありました1番から5番までであると。この要件というのは、国、県から示した要件と私は解釈しているのだけれども、ほかの市町村も全部条件は同じですよ。

(総合政策課長) こちらに示した要件の②番に、現在49歳以下という表現を使っておりますが、これは鴻巣独自のものです。鴻巣が独自のものを設定しているとおり、この補助金を使って同じような補助金を出しているところはそれぞれの市によって特徴があります。

(金澤) そうしますと、ほかの市等で、近隣でもいいですわ。この要件以外でこういう条件というのは入っているのがあるのですか。そこまでわかっていないかな。

(総合政策課長) 埼玉県内では、この補助制度を行っているのは鴻巣市だけでして、ほかの市町村の情報となりますと、逆に縛りを加えている

という状況では余りないようなことを聞いております。

(金澤) この定住促進事業の中での県内では鴻巣市だけが単独にこの補助金制度を導入したという状況の中で、住宅取得費用、賃貸費用、引っ越し費用、こうあります。1つ私考えるに、この住宅取得費用の中で年収が合算所得で300万未満というところ、住宅ローン等を組むときにこれなかなか正直言って組みづらいのです。というのは、今まで貯蓄ためてあったとか、親元から支援をもらうとかという形でない、この住宅費用の取得というのは非常に難しいと思うのだけれども、まずそれ1点というか、それに加えて引っ越し費用のところの文言なのです。要はレンタカーを借りた場合とか友人頼んで引っ越した場合には対象外になります。これは、結局所得が低いから何とか費用を少なくしたいというのでいろいろ頼み込んでやっているわけです。それについては補助金出しませんよと、これはちょっと支援事業としてはおかしいのではないかなと思うのですが、どうですか。

(総合政策課長) まず、2番目の引っ越しをレンタカーなどから友達がというところなのですが、こちら国の補助金を使っている関係で、国の要綱でこの辺もう除外するということが明確に示されておりますので、今回鴻巣だけこれ認めてしまうと国の対象となくなってしまうということが考えられますので、あともう一つ、住宅を300万円の所得で購入するのは困難だろうというご指摘もありました。おっしゃるとおりかなと思うのですが、今回この住宅取得部分も入っているのも国の制度として入っております、親から資金援助を受けて家を購入するということもあり得ますので、その場合に結婚が最後の一步踏みとどまっている世帯に対して、ひとつ結婚を促進していただきたいということで今回対象としております。

(金澤) 今までの議会でも先ほどお話が来ましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、これで定住促進を鴻巣は大々的にやっていこうという話が出たわけですが、こういう事業の中で今引っ越し費用等について国が絡むからなかなか難しいというのはわかるのです、確かに。では、別枠で鴻巣市だけで独自の費用負担でこういうものについて補助

することも可能ではないかと思うのですが、いかがですか。

（企画部長）国の補助金をまず活用するという前提で考えたときには、やはり国の要綱に沿ってやらない限り補助金は対象外になりますので、できないと。委員がおっしゃったとおり、では市単独でやればいいではないかという議論になってくるかと思います。

私どものほうも逆に言うと、埼玉県下でなぜ鴻巣市だけなのかというのが非常に疑問になるわけです。皆さんも、私もそうなのですから、これを活用してできた人はいいだろうという前提で、この18万円で本当に全部までそこまでできるのかと言われると、私も疑問に思うところも若干あります。ただ、制度があって、そういった対象者がいて、もらえるのだったらやっぱりもらって、少しでも有利なことに展開したほうが、より市民のためだろうということで考えて、この事業を事業化しました。もう一つは、国の補正予算ででき上がった事業ということで、国のほうもこの事業がどこまで、逆に言えば29年度以降も継続していくのかという非常に不透明な面もございます。ですので、これを拡大して市単独で事業をやっていくかということに関しましては、この事業導入に当たっては、最初から市単独は特に違う方面を、先ほどありました婚活であったりとか、そういったほかのもの、特にうちのほうで市単独でやらせていただきました今回の3世代、どちらかということ、そちらのほうで定住促進を狙っているというふうに考えております。ですので、有効な国のほうも多分事業の成果を見て、来年度以降の予算づけというのも考えていくのかなと思っております。ですので、今回は市単独ではなくて、国の要綱に沿った中で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）わかりました。部長が今おっしゃったことよく理解しているのですが、賃貸費用でも勤務先等で住宅手当が支給された場合には補助外、対象外ですよという形に、恐らくこれだと普通の一般企業、大企業、中堅企業等までは恐らく公務員を含めて、住宅手当というのは支給されていると思うのです。だから、いわゆる一般に言う零細企業云々について

はその辺が出ないので、そういう対象にはやっぱり補助対象になるということでもいいかなと思っているのですが、この引っ越し費用の云々で、今部長がお話しされたように、来年の2月28日までということで期間がかなりタイトになっているのですが、これレンタカーで借りたとか友人に頼んだということは知らなかったからであって、知っていればやったということになるわけだよね。そうすると、要はどういう形で市として助成をするか。先ほどシティプロモーションという感じの中で、ネットの中で鴻巣市の中でそれを打ち出していますよということなのだけれども、期間が短いことから、その辺どういう形で若い人に知らしめるか。例えば不動産業のほうには当然お話をすると思うのです。というのは、賃貸にしても何にしても一番多いのはいわゆる鴻巣市内の賃貸住宅業者さんにお話をして、どうですか、こういうのありますか、これやると、こういう市が補助金が出ますよというふうな話を当然してもらえと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

（総合政策課長）ご指摘のとおり、家を買う、家を借りる場合はやっぱり不動産業者に最初は足を運ぶかなということで、別の補助で3世代の補助を先ほどお話をさせていただきましたが、これも同じように不動産関係者にチラシをまかせていただいて、それは鴻巣だけではなくて上尾だとか熊谷だとかの住宅展示場とかにもチラシを配布させていただいております。同じような形でその辺をアピールしていきたいところなのですが、1つ気になるのが所得制限が300万円というところが不動産業者さんともお話をさせていただく中で、ある意味収入が少し低いわけですから、アピールしづらいところもあるかなと思います。ご協力をぜひお願いしたいということを考えております。先ほど金澤委員さんのお話の中で大企業、中企業については公務員を含めてなのですが、家賃の補助があれば対象にならないというお話がありましたが、例えば5万円のアパートを借りた場合に、会社から2万5,000円の補助が出たら自己負担が2万5,000円残るわけで、その2万5,000円については18万円に達するまで補助の対象といたします。レンタカーを借りて引っ越した場合は対象になりませんが、大体引っ越しをされると賃貸のアパートを借りることも考

えられますので、そうすると、そのアパートの費用については対象になるということで、引っ越しの費用は対象にならないけれども、家賃は対象になるということで、抱き合わせて18万円までは限度額補助いたしますので、その辺はちょっと補足で説明をさせていただきます。

（金澤）最後の質問なのですが、定住促進事業で鴻巣市でいろいろなこういうまち・ひと・しごと創生総合戦略を含めた形でいろいろな子育ての補助金等が活用できているよというのをある不動産会社の営業のほうに話したことがあるのだけれども、そういう人って知らないのよね。「えっ、そういうのがあるのですか」という形になっているわけです。住宅関係というのは当然新しい人を鴻巣に入れる関係で、不動産業者さんとのタイアップ、特に鴻巣にお住まい、住宅を取得とか中古物件購入するとか何かした場合、こういう3世代補助金等もありますよとか、ある程度鴻巣市ではこういうものを行っていますよという一覧表のチラシとか、パンフレット、これを住宅メーカーさん、住宅業者さん等に知らしめると、結構営業の方もお話があったときに鴻巣をアピールできるのです。だから、そういうパンフレットとか、一覧表とか、そういうものを行政側でできるのであればつくっていただいて配付すると、これは結構ポイントになるのではないかと思うのです。営業の方というのは、意外と行政でこういうことをやっているということについて余り知らないとか、日常の販売等で忙しくて大変なのだろうけれども、そういう面を踏まえると、こういう補助等がありますよ、埼玉県補助でもこういうのがありますよとかというものを何か一覧表にしたパンフレット等も業者さんにお渡しすると、結構効率よくこういう形で動いてくるのかなというふうに感じますが、いかがですか。

（総合政策課長）アイデアありがとうございます。今回またチラシ等を作成する予定ですので、一覧表をわかりやすくちょっと作成したいなと思っておりますし、中にはやはり不動産関係者の中でいち早く情報をつかんでいただいている方が、家を購入する方、家を借りる方だけではなく、業者の方が直接総合政策課のほうに問い合わせをいただいている業者さんもいらっしゃいますので、その辺もうまく活用しながら広くPR

していきたいと思っております。

（金澤）そこなのです。結局住宅を取得しようとか、鴻巣市に移転しようなんて考えているのは、当然若い人たちが今メディアでネット等で調べてくるわけ。ほかの市町村と競合したときに、どこがいいだろうというので、見えて鴻巣をチョイスした、住宅さん行った。こういう形であるのですよといったときに、住宅のほうを確認してくるということはその人たちが知らないわけだよな。だから、やはりその前にこういうものを市の施策としてやっていますよというものを知らしめるべきだと私は思いますが、いかがですか。

（総合政策課長）先ほど私の答弁の中で業者さんから問い合わせがあったというお話をさせていただきましたが、情報を持っている業者さんで、確認の意味で問い合わせをしてきたということになります。昨年も宅建業界で市とタイアップをして自治会に入りませんか、入ってくださいというようなチラシをつくらせていただいたそのルートを使わせていただいて、3世代、それからこちらの結婚新生活の情報等も情報提供をどんどんしていったって、鴻巣ではこんな補助をしていますという一覧表を加えながらアピールしていきたいと思えます。

（企画部副部長）それと、鴻巣市から伊奈までの県央地域で振興センターというのが県の施設であるのですけれども、そこが今中心になって、この地域に目を向けてもらおうというようなことで、今年県央地域の中で不動産業者を対象とした、それぞれの市がこんな制度をやっているのだよというようなアドバイス制度みたいなものを今年立ち上げる予定でいます。まずはこの地域に目を向けてもらう、そして鴻巣市は鴻巣市で鴻巣市の独自のものを各不動産屋に知らしめていくということで、この地域に目を向けながら鴻巣にもっと目を向けてもらって進めていきたいと思っております。

以上です。

（頓所）それでは、ここの資料の中の主な要件の③のところでお伺いしたいのですが、これは国が示すもので、これ以外のことは適用というか、入れることは難しいのでしょうか。というのは、例えば結婚しようとする

る若い世帯というのは。どちらかの職場に近いほうに引っ越ししようということ、もうこの辺に例えば男性が鴻巣近辺に住んでいる、あるいは鴻巣市内に住んでいる。女性のほうが都内あるいは所沢だとか、そういうところに住んでいて、どうしても今通っている企業に勤めることができなくて、結婚を機に退職して近くに住もうといったときに、女性の所得がゼロになるわけです。なので、27年度中の所得というふうに書かれてしまうと、現在ご主人の所得だけでこれからはしばらくは生活しなくてはならない状況が発生してくると思うのですけれども、例えば今現在あるいは無職とか、そういう項目は入らないのかなとちょっと思ったのですが、その辺はいかがですか。

（総合政策課長）お答えいたします。

婚姻を機に、今委員さんの例では奥さんが離職した場合、その場合は離職をした次の月における所得を12乗した額が奥さんのほうの所得となります。結婚を機に退職をする、仕事をやめると、そうすると、その翌月の所得について12倍したものが奥さんの所得と判断いたしますので、例えば結婚を機に離職をした場合に収入が、所得がゼロになりますので、そうすると12倍してもゼロですから、ご主人のほうだけの所得が今回のこの300万円の対象になるということになります。

（頓所）そうしますと、その要件を書いてあげないと、何かもうこの要件だけで見てしまうと、あっ、では27年度中となっているからだめねというふうに思われてしまう可能性があると思うのです。それなので、結婚を機に無職の方も該当とか、括弧でもいいのですが、入れる必要があるのではないかなというふうに思ったのですが、いかがですか。

（総合政策課長）確かにおっしゃるとおりなので、細かくはなってしまうと、チラシ的にはちょっと見づらくなってしまいかもしれませんが、ただし書き等で注意書きを入れさせていただければと思っています。

（頓所）前後しますけれども、主な対象期間で平成28年4月1日から平成29年2月の28日、この期間に結婚した、婚姻届を出したということですよ。

（総合政策課長）そのとおりでございます。

（頓所）そうすると、その後に発生した支払いもオーケーということですよ。結婚した、婚姻届を出して引っ越しをしてという場合でも支払いが可能ということですね。

（総合政策課長）この期間に確かに婚姻をされることが第一条件なのですが、29年の2月28日の段階で請求をしていただくことも一つの条件となってしまう。今年度限りの補助となりますので、国へ実績報告を提出する関係で今回この2月28日、2月末を締め切りとさせていただいている関係で、実績報告に反映させるにはこの段階で請求をいただくということが一つの条件としてなってしまいます。

（頓所）ということは、この提出期限というのは婚姻ではなくて、支払いの提出期限ということだったのですね。わかりました。

それと、この期間、例えば今後この事業を継続的にされていく考えがあるのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

（総合政策課長）先ほどの答弁に1つつけ加えさせていただくと、資料としてお配りした2番の対象期間が2月28日（申請書提出期限）ということで、申請書の提出をしていただかないと、イコール請求書をこの段階で提出していただかないと対象にはなりません。

今質問いただきましたことにつきましては、国の補助が今後どうなるか不透明ということで先ほど部長の望月からお話をさせていただいたとおりで、今後単独でやるということもなかなか厳しい状況ですので、今年度のみかなと考えられます。

（頓所）最後1点なのですが、県内で鴻巣だけ手を挙げたということですが、そういった国の動向が不透明な点というのもあるのか、そのほかに鴻巣だけ手挙げたということに、ほかの市町村が手を挙げなかったことについてどんなことが考えられるのか教えていただければと思います。

（総合政策課長）今回この補助の対象となるのは、地方交付税交付金の不交付団体でないと、まずはだめなのです。三芳町だとか戸田市だとかは対象にはなりません。やはりほかの市が気にしているのが所得制限300万円というところで、どちらかというとも低所得者が集まってきてしま

うというところが少し懸念されるのかなということが考えられるかなと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) ただいまの結婚の推進に関しては、私は賛成なのですが、あと補正の財調のほうもありますよね。それはちょっと質疑しませんでした。この結婚生活に関するものは金額が非常に低いので、抜本的な少子化対策にはならないと先ほども委員の中でもお話がありました。私もそのとおりだと思います。

また、市のPRになるというところでは、もう既に新聞などで結構大きく報道されておりますので、埼玉県で初めて、1番で申請をしたということがPRになったなというふうには思います。決してこの制度が得策だとはなかなか思いにくいのですけれども、一応所得の低い若い人たちがこれで結婚しようかなと、鴻巣市に住もうかなというふうに思ってくれるということではいいと思います。

先ほど済みません、質問はしなかったのですけれども、もう一つ、政策総務に付託されています財政貯金の繰入金の2,000万のことなのですけれども、先ほども財政が非常に厳しいというお話が出ている中で、この2,000万円を追加で補正で繰り入れていくというところに私は反対をしたいと思います。税の単年度予算の執行ということから考えてみても、これ以上財調を積み立てていく必要があるのかどうかのちょっとご説明が最初になかったものですから、済みませんが、財調の積み立てはもう既に借入金が必要な額、500億を超える額がある中で、片や財調を積み立てていくということに反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(開議 午前10時01分)

(委員長) 再開いたします。

諏訪委員より発言を求められております。

(諏訪) 大変失礼いたしました。ただいまの財調の私の勘違いでございますので、ただいまの反対意見そのものを取り消しさせていただきます。

(委員長) 討論なしということでよろしいですね。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(開議 午前10時04分)

(委員長) 再開いたします。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時04分)